

平成 26 年 4 月 15 日

【照会先】

大臣官房総務課情報公開文書室

室 長 長良 健二

室長補佐 坂本 久美夫(内線 7133)

(代表電話) 03(5253)1111

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、1か月分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告（平成 26 年 4 月 15 日）

（本省受付分：平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日受付分）

（地方受付分：平成 26 年 2 月 26 日から平成 26 年 3 月 25 日受付分）

別紙

平成26年4月15日
大臣官房総務課情報公開文書室

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告

平成26年3月1日～3月31日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	4	511	10	9	5,130	5,664
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	24	0	0	20	44
医政局	0	250	29	1	168	448
健康局	0	68	0	0	71	139
医薬食品局	0	263	0	0	57	320
食品安全部	0	1	0	0	6	7
労働基準局	0	373	0	0	105	478
職業安定局	0	146	0	1	282	429
職業能力開発局	0	24	0	0	47	71
雇用均等・児童家庭局	0	3,182	3	1	76	3,262
社会・援護局	2	523	60	20	311	916
障害保健福祉部	0	51	0	0	63	114
老健局	0	212	0	6	4	222
保険局	0	334	0	0	29	363
年金局	0	59	0	0	64	123
政策統括官	0	6	0	0	3	9
日本年金機構	207	554	204	1	261	1,228
合計	213	6,581	306	39	6,697	13,837

日本年金機構分は、上の表にない「地方自治体からの照会分」の1件を合わせ、1,228件

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	487
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	1,650
法令遵守違反に関するもの	0
その他	11,700

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

件数は本省受付分のみとなります。

地方受付分につきましては、内容欄の末尾に「地方受付分」と記載しています。

の記載のないものは、本省受付分となります。

地方受付分につきましては、2月26日～3月25日までを対象とし、代表的な御意見を記載しています。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	行政相談室
照会先	相談係長 村松 英明(内線7134) (03)5253-1111(代表)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	4 件	511 件	10 件	9 件	5130 件	5664 件

国民の皆様の声の内訳	件数
政策・制度立案への提言	0 件
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0 件
法令遵守違反に関するもの	0 件
その他	5664 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	消費税の表示方法について、4月以降どうなるのか知りたい。(電話)		財務省に御確認くださいませよう、御案内いたしました。
2	損害保険会社の不払いについて、会社の指導をしてほしい。(電話)		金融庁に御相談くださいますよう、御案内いたしました。
3	食品の表示について教えてほしい。(電話)		消費者庁が所管しておりますので、消費者庁に御確認くださいませよう、御案内いたしました。
4	国民生活センターのナビダイヤルに対する御意見をいただきました。(電話)		国民生活センターは消費者庁が所管しておりますので、消費者庁に御意見をお伝えくださいますよう、御案内いたしました。
5	税金の控除の要件について、納得できない、制度を改正してほしい、といった御意見等を複数いただきました。(メール)		税に関する御意見・御要望につきましては、お近くの税務署や国税庁にお伝えくださいますよう、御案内いたしました。
6	夫婦別性を選択できるよう、法改正してほしい。(メール)		法務省に御意見をお伝えくださいますよう、御案内いたしました。
7	厚生労働大臣と直接会話をして意見を言いたいので大臣に代わってほしい。意見の内容はその時に申し上げる。		内容に応じて、所管部局が組織として責任をもって御意見等を承ることを説明し、了承を得ました。
8	その他、廃棄物に関することや、たばこの販売に関すること等、厚生労働省の施策以外のメールがありました。		

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	大臣官房統計情報部
照会先	企画課庶務係 藤嶋(7342)、松井(7334)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	24件	0件	0件	20件	44件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	44件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	貴省が発表されている「人口動態調査 統計表」について質問です。2001年～2005年まで、出生数が前年より減少、死亡数が前年より増加しているにもかかわらず、人口が前年より増加しています。また、2010年は、出生数が前年より微増、死亡数が前年より増加していますが、やはり人口が前年より増加しています。どうして人口が増加するのでしょうか？出生数と死亡数の他に何か要因があるのでしょうか？		厚生労働省「人口動態統計」では出生数、死亡数及び自然増減数を把握しております。御指摘のとおり、前年と比較すると、2001～2005年については出生数が減少、死亡数が増加、2010年は出生数が微増、死亡数が増加していますが、自然増減数(各年の出生数から死亡数を引いた数)をみると、2001年から2004年までは出生数が死亡数を上回り、自然増減数はプラス、2005年及び2010年は死亡数が出生数を上回り自然増減数はマイナスとなっています。出生数、死亡数、自然増減数の年次推移については下記リンク先の表番号3-2-1のCSVファイルをご覧ください。 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001112760 これら自然増減数の人口の増減へ与える影響や、自然増減数以外の人口の増減の要因については人口を所管しております総務省統計局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。
2	新着情報RSSを購読していますが、その注意書きに「RSS情報の更新は必ずしも公表時間とは一致しておりません。」とあります。公表時間が一致しないことは大して問題とは思わないが、「厚生労働省ホームページに新規に掲載した情報若しくは更新した情報を提供しています」という名目のRSSであるはずなのに、すべての情報が網羅されているわけではないことが問題だ。例えば、この『過去に公表した「国民の皆様の声」』という記事にしても、RSSには登録されていない。 厚生労働省がカバーする政策は幅広く、しかも国民生活に直結しているものばかりだ。情報はすべて公開されることはもちろんのこと、等しく提供されるべきである。 RSSのおかげで医療情報や雇用情報、障害者自立支援など多くの知識を得ることができました。しかし、いつの間にか更新され、知識は古いものになってしまう。こうしたことを防ぐためにも、すべての新規・更新情報をRSSで提供しなければならない。 何度かこのような事例に遭遇していますが、今回は http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/01.html こちらの柔道整復師やはり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の改定情報を得ることが遅れた。 検討部会の情報はRSSへ登録しているにもかかわらず、大切な本通知が未登録となってしまったことは、納得ができない。 その理由と原因・対策を教えてください。		新着情報RSSは、新着情報が追加されると同時にデータの追加登録を行っており、翌日(平常日)の最初の新着情報が掲載されるまで約1日分のデータを保持しております。 そのため、お使いになっているリーダーの設定にもよりますが、リーダーが起動されない日又は時間帯がありますと、データの一部が取り込まれない可能性があります。 従いまして、新着情報RSSの購読にあたりましては、可能な限り小まめにデータを取り込むようお使いになっているリーダーの起動及び設定の確認をお願いいたします。 なお、新着情報の収集については、メール配信サービスも行っておりますので、併せてご利用いただきますよう、よろしくお願いたします。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	医政局
照会先	項目1 総務課総務係(内線2517) 項目2~4 指導課総務係(内線2549) 項目5、6 医事課総務係(内線2566) 項目7、8 看護課総務係(内線2596) 項目9~12 経済課総務係(内線2525)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	250 件	29 件	1 件	168 件	448 件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	101 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	111 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	236 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	医療広告に関する要望について。		傾聴いたしました。
2	医療機関が行う医療の内容について、不満がある。		各地の医療安全支援センターへのご相談をご案内しました。
3	居住している近隣に医療機関が少ない。		都道府県が地域で医療が完結できるよう医療連携体制を構築しているため、近くの医療機関から適切な医療機関を紹介してもらうよう説明。
4	安楽死を認めて欲しい。		我が国では積極的な安楽死は認められていない旨を説明。
5	あん摩マッサージ指圧師の国家資格を持ち、その者があん摩治療院を行っている場所で、病院からの治療許可を得ている方に対し、有資格者の指導の下、無資格者(マッサージ店で経験年数がある者)があん摩(マッサージ)を行っても良いのでしょうか。		有資格者の指導の下であっても、無資格者があん摩マッサージ指圧行為を行うことはできません。実際にそのような事例がございましたら、最寄りの保健所もしくは地方厚生局に情報提供いただきますようお願いいたします。
6	診療録(カルテ)において記載事項などは法的に定められているのでしょうか。		診療録の記載事項に関しては、医師法施行規則第23条に規定されております。尚、書式等につきましては特段規定されておられません。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
7	看護教育の現状と今後の方向性についてご意見を申し上げたい。		貴重なご意見として承りました。
8	第103回看護師国家試験(追加試験)に関するご要望。		貴重なご意見として承りました。
9	企業の利益相反行為について。		担当者間で情報を共有した。
10	薬価について。		担当者より制度を説明した。 担当者間で情報を共有した。
11	漢方薬の原料について。		担当者間で情報を共有した。
12	ジェネリック医薬品の使用促進について。		担当者より制度を説明した。 担当者間で情報を共有した。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	健康局
照会先	健康局総務課 竹内尚也(内線2313) (ダイヤルイン03-3595-2207)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	68件	0件	0件	71件	139件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	14件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	125件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	骨粗鬆症の施策について教えてほしい。		全国の市町村、特別区で行っている健康増進事業の中で、以下の内容で骨粗鬆症検診を行っている旨御説明致しました。各自治体の詳細な実施内容をお知りになりたいければ、お住まいの自治体に確認していただくようお願い致しました。 (対象者)40歳から5歳ごとに、70歳までの女性を対象 (検診項目)問診、骨量測定 (実施回数)年1回
2	睡眠指針検討会の報告について教えてほしい。		厚生労働省において、平成26年2月から「健康づくりのための睡眠指針の改定に関する検討会」において検討し、3月に「健康づくりのための睡眠指針2014～睡眠12箇条～」を公表した旨御説明致しました。 (参照) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/suimin/index.html
3	成人用肺炎球菌予防注射について、ある市では、平成26年10月から予防注射が公的補助の対象となると聞いたが、特定の市町村だけでなく、全国の市町村で高齢者に対して補助制度が実施されるのか。		平成26年10月から、全国の市町村で定期接種として実施することとし、現在ワクチンの供給の確保や自治体への周知を行っている旨、御回答致しました。なお、予防接種法に基づく定期接種は10月からですが、予防接種法に基づかない自治体の補助事業として、既に行っている自治体もあることから、お住まいの自治体へ問い合わせていただくようお願い致しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 上木 義博(内線2704)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	263 件	0 件	0 件	57 件	320 件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	320 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	特定C型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法に基づく、特定のフィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤を投与されたことによってC型肝炎ウイルスに感染した場合の救済制度の利用について相談したい。		厚生労働省では、専用窓口である「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」を設けています。 (電話番号：0120-509-002) 参考：厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/fivu/120104-1.html
2	化粧品基準を確認したいが、どこで確認できるのかご照会がありました。		厚生労働省のホームページからご案内いたしました。
3	観光や就学等で来日される予定の外国の方より、常備薬を持参する場合の手続についてご照会がありました。		厚生労働省のホームページをご案内し、手続についてご説明いたしました。 参考：厚生労働省HP http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/pharmaceuticals/01.html
4	日本における医療機器の承認審査制度に関してご質問がありました。		PMDAホームページ等を紹介するなどして対応いたしました。
5	厚生労働省で平成20年4月に出した「重篤副作用疾患別対応マニュアル 悪性症候群」の内容に関連して、質問者の母親の症状が悪性症候群(という副作用)ではないかとの質問がございました。		厚生労働省では、医薬品の安全対策のための行政施策を進めていますが、個別の患者様の症例についての医学的な評価は行っていませんので、適正な医療であったかの相談は、各都道府県等に設置されている「医療安全支援センター」にさせていただきようお願いしますとご説明いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	食品安全部
照会先	企画情報課 後藤(内線 2493)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	6件	7件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	7件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	海外からの食品等に虫が混入していないよう、輸入の際は注意して欲しい。		国民の皆様の声の内容を組織で共有いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	労働基準局総務課
照会先	課長補佐 中村 克美(内線5554) 広報係長 渡辺 章子(内線5582)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	373件	0件	0件	105件	478件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	8件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	65件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	405件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	中小事業主として特別加入しているが、労災給付の支給要件について、民間の保険会社のように約款等は送られないし、説明もされない。更新の時に説明したり案内を送るべきだと思う。<地方受付分>		特別加入者の補償の範囲(支給の要件)については、「特別加入制度のしおり」に記載しており、同内容は厚生労働省ホームページに掲載していることを説明しました。
2	年次有給休暇は入社から半年経過後に10日付与されるが、その後は1年間隔で付与されることになっている。1年間隔であれば、年次有給休暇を使いきってしまうこともあるため、半年間隔で付与されるような法律にしてほしい。<地方受付分>		労働基準法第39条の趣旨を説明し、御理解を求めました。
3	事業付属寄宿舍の建設に当たり、設計業者、施工業者とも事業付属寄宿舍の基準について何ら考慮されずに建設されている。建築関係業者への周知が必要ではないか。<地方受付分>		貴重な御意見として承るとともに、組織内で共有しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	職業安定局
照会先	<本省受付分> 公共職業安定所運営企画室 広報担当官 村田裕香(内線5682) 広報係長 中嶋未生(内線5739) (直通03 - 3593 - 6241) <地方受付分> 中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 上園 敬一(内線5655) (直通:03 - 3502 - 6768)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	146件	0件	1件	282件	429件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	13件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	167件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	249件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。年齢制限を禁止すべきだ。		雇用対策法の年齢制限禁止規定は、年齢に関わりなく、意欲と能力がある限り働くことができる社会を実現するために設けられているものです。このため、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しております。今後とも、事業主向けパンフレットなどを活用しつつ、より一層の企業への周知・徹底に取り組んでいきます。
2	求人票の記載事項は求職者にとって重要な情報なので、ハローワークで受け付ける際にしっかりと確認してほしい。		ハローワークでは、求人受理時に求人内容の詳細について事業主に確認しております。また、求人票の記載内容と実際に提示される労働条件が異なる求人把握した場合は、直ちにハローワークでの公開を中止し、事実関係を確認した上で、求人者に対して是正指導している旨ご説明し、ご理解をいただきました。
3	求人票には性別も記入していただきたい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集及び採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解をいただきました。
4	以前からハローワークに求人を行い、出来るだけ面接による選考を実施しているが、ハローワークから紹介を受けた応募者で連絡もなく面接に来ない者がいる。		ハローワークでは、紹介状を発行する際、求職者に対して、事業主と約束した面接日時をしっかりと守るよう指導するとともに、出来る限りその時間に余裕を持って到着出来るよう助言しております。面接日時を守ることは、早期再就職を成し遂げる上でも重要な事項であることから、こうした個別対応に加え、就職支援セミナーなどでも引き続き周知を図り理解浸透させていることをご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	指定された雇用保険の認定日に、一身上の都合によりハローワークに行くことができず、認定が受けられなかった。もっと柔軟に対応してほしい。		雇用保険の失業等給付の支給に当たっては、雇用保険受給者に毎月1回認定日にハローワークに来所していただき、失業の認定を受ける必要があります。当該認定日の変更は、本人の病気など、やむを得ない事情がある場合を除き原則として変更できない旨ご説明し、ご理解をいただきました。
6	ハローワークの求人に応募したが、求人票に記載されている採否決定日が経過しても、求人先から連絡が全くない。不誠実ではないか。指導してほしい。		ハローワークでは、求人を受理する際、事業主に対して、求職者から応募があった場合は、理由の如何にかかわらず、全員にきちんと連絡するよう指導しております。なお、求人番号など事業所の特定につながる情報をいただければ、該当労働局に伝え、事実関係を確認した上で、適切に対応いたします。
7	国全体で障害者雇用を促進してほしい。		障害者の雇用を促進するため、障害者雇用促進法において、事業主に対して雇用する労働者に占める障害者の割合を1.8%以上とするよう義務づけていましたが、平成25年4月1日から2.0%以上に引き上げました(障害者雇用率制度)。これを満たさない事業主に対しては、ハローワーク、都道府県労働局、厚生労働省がその達成指導を実施しています。今後も引き続き、障害者雇用率達成指導を厳正に実施し、障害をお持ちの方々の方々の雇用の促進をしてまいります。
8	ハローワークの待ち時間が長い。		ハローワークにおける待ち時間対策については、待ち時間の目安時間のお知らせ、混雑状況(空いている時間)の予測の表示、混雑状況に応じて職員の窓口体制の見直しを行うなどの取り組みを行っております。引き続き、来所された皆様が気持ち良く利用できるような、サービス提供体制を目指し取り組んでいきます。
9	求人検索端末は効率良く検索等ができない。		新しい求人検索装置については、求人検索をより詳細に行えるよう機能を追加しました。ご利用に際し、検索装置の操作で不明な点がございましたら、いつでも受付に声をかけていただければ、職員が対応する旨ご説明し、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	職業能力開発局総務課
照会先	総務課長補佐 田中 規倫(内線5907) 総務係 白鳥 千代子(内線5911) (直通 03-3502-6783)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	24 件	0 件	0 件	47 件	71 件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	15 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	56 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	公共職業能力開発施設が実施する公共職業訓練の実施に関するご意見をいただきました。		ご意見を担当者間で共有し、今後の検討材料とさせていただきます。
2	求職者支援訓練の訓練認定基準のあり方に関するご要望をいただきました。		ご要望を担当者間で共有し、今後の検討材料とさせていただきます。
3	技能実習生の受け入れについて、日本の労働者の雇用状況悪化を伴うのではないかとご意見を頂きました。		ご意見を担当者間で共有し、今後の検討材料とさせていただきます。
4	技能実習制度について、拡大するべきではない旨ご意見をいただきました。		ご意見を担当者間で共有し、今後の検討材料とさせていただきます。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	総務課 課長補佐 諏訪克之 (内線7817)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0 件	3182 件	3 件	1 件	76 件	3262 件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	47 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	58 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	3157 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	市在住の、川崎病罹患の6歳になる児童の親から、市の小児医療費助成制度は小1まで対象だが、都内は中学校まで無償化されており格差が生じているため、日本全国の児童の医療費が平等に無料となるよう早急に対処を求めたく、今後の国の対応について照会を受けた。		国の施策として医療費の自己負担割合を3割から2割に軽減しており、また未熟児や特定の慢性疾患を抱える子供の医療費については自己負担を公費で助成している旨を回答しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局書記室 管理係長 高橋健司(内線2803) 社会・援護局書記室 管理係 大沼史英(内線2804)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	2 件	523 件	60 件	20 件	311 件	916 件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	0 件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	34 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	882 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	生活保護費が引き下げられたが、引き下げられたら生活が出来なくなる。基準の引き下げをやめるとともに、消費税が引き上げられるので、その分は基準を引き上げて欲しい。		ご意見としてお伺いしました。 生活保護基準につきましては、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差による影響を調整するとともに、物価の変動を勘案し、適正化を図ることとしたものです。 平成26年度の生活保護基準については、引き続き適正化を行うとともに、消費税率の引き上げによる影響を含む国民の消費動向の見通し等を総合的に勘案して改定を行うことを予定しています。
2	生活保護基準の報道をみて金額が高いと思った。まじめに働いている人で生活保護より収入が少ない人もいるので、基準を引き下げるべきである。		ご意見としてお伺いしました。 生活保護基準につきましては、社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ年齢・世帯人員・地域差による影響を調整するとともに、物価の変動を勘案し、必要な適正化を図ることとしています。
3	なぜ外国人に生活保護を適用するのか。生活に困窮する外国人は母国で保護すべきではないのか。		ご意見としてお伺いしました。 生活保護法自体は日本国民のみを対象としておりますが、適法に日本に滞在し、就労の制限を受けない永住・定住等の在留資格を有する外国人については、社会的・人道的観点から、予算措置として生活保護法に準じた取扱としております。
4	生活保護を受ける必要の無い人達が受給していたり、働いた収入を申告しないで余分に保護費を受給している人達がいることに疑問を感じています。不正に保護費を受給する人達に対しては厳しい対応を行い、不正受給を無くしてください。		不正受給は、制度に対する国民の信頼を揺るがす深刻な問題であり、厳正な対応が必要と考えています。金融機関本店への一括照会による資産調査の強化、罰則の引き上げや不正受給に係る返還金の上乗せ等の生活保護制度の見直しを行うこととしており、不正受給対策を徹底して参ります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	消費生活協同組合の組合員より、組合職員の対応についての苦情相談。		室内でご相談内容について情報共有し、組合に対し、真摯に対応するよう伝えました。
6	生活福祉資金の申請の仕方、申請窓口を教えてください。		生活福祉資金の貸付決定は、各都道府県社会福祉協議会で行っており、まずは最寄りの市区町村社会福祉協議会へ相談されるようご案内いたしました。
7	消費生活協同組合において実施している共済事業の契約者から、共済金の支払いについて。		室内でご相談内容について情報共有し、対応について検討しました。検討後、当該組合に対して、契約者に対して真摯なご説明をするように伝え、ご相談内容を報告しました。
8	介護福祉士の受験資格取得に係る実務経験ルートにおいて6月の養成課程の受講が必要となるのは何年度の試験からとなるか教えてください。また、できるだけ早く6月の養成課程が受講できるようにしてほしい。		実務経験ルートにおける6月の養成課程の義務付けについては、平成23年6月22日付けで公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において平成27年4月1日に延期されることとなったため、平成27年度の試験からとなります。また、ご要望については、養成課程義務付けの施行日である平成27年4月以前であっても受講できるよう検討中である旨を説明し、ご了解いただきました。
9	社会福祉法に基づく社会福祉主事任用資格の取得方法について教えてください。		社会福祉法に基づく資格取得方法について詳細を説明し、ご了解いただきました。
10	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得方法について、どのような取得方法があるのか教えてください。		士士法に基づく各資格取得ルートについて詳細を説明し、ご了解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 小野 雄大(内線3011) 主査 村岡 孝(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0 件	51 件	0 件	0 件	63 件	0 件	114 件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	11 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	62 件
	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	41 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>障害者認定について</p> <p>障害者手帳交付は、厳格な審査をすべき。 特に聴覚障害については、本当に障害があるかどうか調査すべき。</p> <p>障害認定が認められず、障害者手帳を交付されないで苦勞している方々に対して、適正に手帳を交付すべき。</p>		<p>聴覚障害の認定方法の在り方については、専門家による検討会を開催し、検討していく予定ですが、今後とも支援が必要な方々には適切に手帳の交付がなされるよう、地方自治体と連携し適正な運用に努めてまいります。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	老健局総務課
照会先	総務課企画法令係(内線3919)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	212件	0件	6件	4件	222件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	13件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	41件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	168件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	40歳から64歳の介護保険料について、4月からの全国平均保険料額の見込みはいくらかとのご質問をいただきました。		平成26年度の介護保険第2号被保険者の負担見込額は月額5273円であるが、実際の保険料額は、報酬比例など各医療保険制度内のルールに応じて設定される旨ご説明しました。
2	65歳以上の方の介護保険料について、現行の所得段階別の定額制ではなく、医療保険と同じように定率制としてはどうかとのご質問をいただきました。		介護保険の給付は定型的な性格を有し、医療のように頻繁に受ける可能性が低いことや、医療保険に比して著しく高額な給付が発生することが余り見られないことから、一定の者の保険料負担を著しく高額なものとする所得比例の考え方は、給付と負担の均衡の観点からなじまないとの考え方をご説明しました。
3	特別養護老人ホームにおける経口維持加算の算定のためには、医師の診断書は必要か、それとも、医師の所見等によいかというお尋ねをいただきました。		医師の所見でよいが、摂食機能障害の状況やそれに対する指示内容は診療録等に記録しておかなければならない旨ご説明しました。
4	要介護者である母親が有料老人ホームに入居しており、薬剤師による居宅療養管理指導を受けているが、必要性がよくわからないとのご意見をいただきました。		介護保険法および居宅サービスの運営基準に基づき、居宅療養管理指導の意義をご説明しました。
5	訪問看護ステーションを開設したいが窓口が分からないとお尋ねをいただきました。		事業所の開設予定場所を伺い、指定権者の担当課を紹介いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	保険局
照会先	総務課 山下補佐(内線3216)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	334件	0件	0件	29件	363件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	37件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	40件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	286件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	回復期リハビリ病棟への入院期間は発症から150日までと病院から言われているが、どこで決まっているのか教えて欲しい。また、150日を迎えても依然回復途中にあると思われる患者も退院させられて、維持期の終末病棟へ転院しなくてはならないのか。		日数の規定は、費用の算定方法に関するものであり、回復期リハビリテーション病棟への入院について制限を設けるものではない旨を説明した上で、当該算定方法等については厚生労働省ホームページに掲載している旨をお伝えしました。
2	今年から病院で診察後に支払いをしたとき医療明細が発行されました。医療明細が発行されるのはなぜなのでしょう。		明細書発行の義務化は、平成22年度診療報酬改定において医療の透明化や患者への情報提供の観点から、明細書の発行を積極的に推進していくこととするために導入されたことを説明しました。
3	70歳～74歳の患者負担について来年度はどうなるのか。		70～74歳の患者負担については、予算により1割を凍結してきましたが、国民会議の報告書や審議会、国会、与党での議論等を踏まえ、できる限り早期に見直しを行うという立場から、平成26年度政府予算案において、平成26年4月以降に70歳の誕生日をむかえる方々から段階的に法定の2割負担にすることとしており、円滑に実施できるよう、丁寧な説明に努力していきたい旨ご説明しました。
4	一部負担金の割合の判定について、なぜ世帯単位で算出するのか。		生計が世帯単位で営まれている実態を考慮している旨を説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	出産費用が42万円未満で収まった場合の差額は、支給されるのか。		<p>出産費用が出産育児一時金の額に満たなかった場合の差額は、保険者に請求して頂くことで支給される旨をお伝えしました。</p> <p>また、差額請求の際には、医療機関等から交付された費用の内訳が記載された領収明細書等の書類が必要となる場合があるため、詳細は保険者に確認していただくよう回答しました。</p>
6	健康保険料について、収入により生涯に支払う保険料に差があるにも関わらず、受けられる医療サービスが同じであれば不公平ではないか。		<p>現在の医療保険制度の考え方をご説明し、ご理解いただけるようお伝えいたしました。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	年金局 総務課
照会先	課長補佐 若林(内線3313) (代表)03-5253-1111

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	59件	0件	0件	64件	123件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	64件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	59件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	基礎年金の納付期間が64歳まで延長される可能性があるとのことですが、一般的な高齢者の暮らしぶりを理解していない人たちが考えた案だと思います。「60歳を過ぎても働く人が増えた」のではなく、年金が先延ばしされたから「働かざるをえない」のです。年金が受けられるまでの5年間は想像するだけでも不安なのに、さらに年金保険料まで納めると言われると怒りを感じます。 (他、同様のご意見を8件いただきました)		<p>少子高齢化に伴い労働力人口が減少していく中で、社会全体の活力を維持していくために、女性の活躍を促進していくことや、元気で意欲のある高齢者が働き続けることができる社会を構築していくことが重要な課題となっています。</p> <p>このような中で、「老齢により稼働能力が低下した方への引退後の生活保障」を本質とする公的年金制度についても、社会経済の変化に対応するための見直しに向けた検討が必要となります。</p> <p>なお、本年行う財政検証においても、昨年成立した社会保障制度改革プログラム法に明記された課題等の検討の材料とするため、制度改正に関する一定の仮定をおいたオプション試算を行うこととしていますが、現時点で新聞報道等にあるような具体的な見直し方針が固まっている状況にはございません。</p> <p>いずれにしても、少子高齢化が進む中で、社会経済の変化に対応した高齢期の就労の在り方も展望しつつ、年金の負担と受給の在り方について引き続き検討を進めてまいります。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
2	<p><第3号被保険者制度をやめるべきという意見> (第3号被保険者制度見直しに関するご意見) 夫に妻分の国民年金保険料約15,000円を納めさせるようにしては どうですか。将来は夫婦で年金を受け取れるわけですから、保険 料を納めるのは当然です。</p> <p>(第3号被保険者制度見直しに関するご意見) 第3号被保険者制度の廃止を検討していただきたいです。働く女 性、自営業者にとって不満なのが「3号被保険者制度」です。「将来 自分がいただくものは、今、自分も払う」ことが一番自然で、当然の ことだと思います。</p> <p><第3号被保険者制度を継続すべきという意見> (第3号被保険者制度見直しに関するご意見) 私は今、2歳と3歳の子供を育てながら専業主婦をしています。保 育園だけでは対応できないので退職しました。現在、再就職活動 中ですが、子供の預け先が確保できず、なかなか難しい状態で す。最近、第3号被保険者制度の見直しについてのニュースをよく 見ます。第3号被保険者制度の見直しは、まずは子どもへの対 策、福祉をしっかりと整備してからでないかと不可能です。世帯収入 350万のお家の一主婦の意見であり、切実なお願いです。</p> <p>(第3号被保険者制度見直しに関するご意見) 私は子供が2人いて下の子は2才です。子供が小さなうちは、働か ないで子供のそばにいたいです。少子化とか言っているんだったら 主婦にも暮らしやすい生きやすい国にしてほしいです。専業主婦に 年金保険料を納めさせようとするのはやめてください。</p> <p>(その他、第3号被保険者制度に関するご意見を2件いただきました)</p>		<p>1985年以前の厚生年金制度は、家計の 主たる生計維持者への年金で夫婦二人 の老後生活をカバーするという考え方 で設計されており、サラリーマン世帯の専業 主婦は強制加入の対象となっていません でした。</p> <p>しかし、このような制度では、サラリーマン 世帯の専業主婦が国民年金に任意加入 していない場合、離婚したときや障害を 負ったときに、年金保障が受けられないと の指摘があり、女性の年金権を保障する 仕組みとして第3号被保険者制度を導入 し、専業主婦を強制適用の対象とする とともに、生活の基礎的な部分に対応する 年金給付については、基礎年金として個人 を単位とすることとしました。</p> <p>この現行の仕組みにおいても、サラリー マン世帯の夫婦の賃金の合計額が同じ であれば、専業主婦世帯でも共働き世帯 でも、夫婦二人でみた保険料負担も同 額、年金給付も同額となり、夫婦単位で みれば、給付と負担の公平性は保たれて います。このため、第3号被保険者は夫 婦で共同して保険料を納めていると考え することもでき、このような考え方をベース に、平成16年の制度改正で、保険料を夫 婦で共同負担しているという基本的認識 を年金法に明記しています。</p> <p>一方で、第3号被保険者制度について は、第3号被保険者の範囲にとどまるた めに働く時間を調整するなど、女性の就 業意欲を抑制しているのではないが、具 体的には、本人の年収が130万円を超え た場合には第3号被保険者ではなく、 保険料負担が生じるため、女性の働き方 にゆがみを与えているのではないかと いった指摘があります。</p> <p>この点について、一昨年の社会保障・税 一体改革の中で成立した法律により、平 成28年10月から一定の短時間労働者 に対する被用者保険の適用拡大が実施さ れますが、その中で、一定条件のもと、月 額賃金が8.8万円以上(年収に換算すると 106万円以上)の方が新たに被用者保 険に適用されることで、「130万円の壁」に一 部穴が空くと認識しています。</p> <p>被用者保険の適用拡大を進めていくこ とについては、昨年成立した社会保障制 度改革プログラム法でも検討課題と明記さ れているところです。本年実施する財政 検証においても、被用者保険のさらなる 適用拡大を行った場合の影響や、その際 に第3号被保険者の人数や平均的な第3 号被保険者期間の推移などが、どう影響 を受けるかなど、一定の制度改正を仮定 したオプション試算も行うこととしており、 こうした財政検証の結果も材料としなが ら、検討を行ってまいります。</p>

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を
検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

部局(課室)名	政策統括官付(社会保障担当)
照会先	社会保障担当参事官室 経理係 高橋(7709)

平成26年3月1日～3月31日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	5件	0件	0件	0件	5件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	4件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	内閣府、総務省、厚生労働省の名前が載っている社会保障と税の一体改革という冊子に、消費税は全て社会保障に使いますとある。昨年度の社会保障予算と本年度の予算案を比較すると1兆3千万円しか増えていない。引き上げた分を考えたら4兆円超になると聞いているが、後の3兆円はどこに行ってしまったのか。社会保障に使うというのは本当なのか。他に流用という事も考えられるのではないかと。		平成26年度の消費税引上げ分の税収は5兆円である旨御説明し、充実と安定化に使う旨説明しました。使用用途は法律で定められており、HPなどで使い道も公表している旨説明しました。
2	社会保障給付金に関する将来設定の改定について知りたい。		社会保障の将来推計について御説明し、ご了承頂きました。
3	総理大臣が昨年社会保障費に消費税を充てて社会保障費の削減はしないと発言していたが現実はどうなのではないか。公共事業などに消費税を充てて欲しくない。		消費税増収分は全て社会保障改革に充てられるよう規定されています。使用用途は法律で定められており、使い道もHPに公表しているところです。今後とも、社会保障の充実と安定化のために改革を行っていく旨ご説明しました。
4	社会保障と税の一体改革の政府広報を見た。消費税引き上げ分の使い道が書いてあるが、いいことばかり並べ立てている。年金の支給額が下がる事についてはどう考えているのか。高齢者が増えるのは分かっていたことではないか。政治家自身、何も犠牲を払ってはいないではないか。今までの政治家の無策のツケを庶民に背負わせないでほしい。国民年金だけで生活している人達や高齢者は飲まず食わずで早く死ねばいいということか。今回の政府広報は無責任過ぎる。決してバラ色ではないのだから今後このような広報は出さないでほしい。直接意見を言いたいが、どこに言えばよいのか。		消費税増収分は全て社会保障改革に充てられるよう規定されています。使用用途は法律で定められており、使い道もHPに公表しているところです。今後とも、社会保障の充実と安定化のために改革を行っていく旨ご説明しました。 広報自体は各省の所管が別れている旨説明するも、この広報自体を出したところの連絡先を求められたため、政府広報室をご案内しました。
5	消費税増税と社会保障の政府広報を見たが、決定する前に知ることができた。国に借金があることは分かるし、年金等を削減されても孫の代につけを残したくないと思う。臨時給付金も出るが、ばらまきにならないようにしてほしいし、もう少し節約することもできると思う。生活保護と年金受給者のバランスを良く考えてみてほしい。とても正常な状態とは思えない。		御意見について傾聴し、省内にて共有することでご了承頂きました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

(参考)

平成26年3月1日～3月31日受付分

部局(課室)名	日本年金機構
照会先	サービス推進部 お客様の声グループ長 西脇 悟 若生 裕輔 (代表電話)03-5344-1100 (内線3174)

国民の皆様の声 把握方法別件数		来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	本部分	2件	486件	161件	1件	261件	0件	911件
	地方分	205件	68件	43件	0件	0件	1件	317件
	合計	207件	554件	204件	1件	261件	1件	1,228件

国民の皆様の声の 内訳	政策・制度立案への提言	172件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	1,056件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	年金額が少なく生活が苦しいため、年金を受け取りながら仕事を続けているのに、在職老齢年金制度により一部年金が停止された。働かないと生活ができないため働いているのに、わずかばかりの年金が停止されてしまったら勤労意欲が低下してしまう。在職老齢年金制度を廃止、それが難しいのであれば基準を緩和してほしい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
2	私は60歳になり国民年金の資格を喪失した。任意加入制度を利用して喪失月から国民年金に加入するには、誕生月の前日から月末までの短い間に申し込まなくてはならない。私は月末近くの誕生日のため、申し込みできる日が限られてしまう。60歳到達前から申し込めるようにするか、喪失月の翌月になっても遡って加入できるようにしてほしい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
3	65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利のある人は、老齢厚生年金は全額受給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止される。老齢厚生年金より遺族厚生年金の金額が大きい場合は、自身で厚生年金をいくらかけてきても、その分遺族厚生年金が相殺されてしまう。厚生年金をかけても意味がないではないか。制度の見直しを希望する。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
4	働きながら年金を受け取ると、報酬に応じて年金が減額・停止される。在職して病気療養中の場合は、療養前の報酬で年金の停止額が計算されるため、療養前の報酬が高かった場合は、会社からの報酬がなくても年金が停止されたまま。働けない場合には傷病手当金(一定の要件有)を受け取れるが、報酬がないのに年金を受け取れないのは納得いかない。改善すべき。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。
5	年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、生計を同じくする2親等(26年4月以降は3親等)以内の親族に限り、「未支給年金」として請求できる。このたび、音信不通だった兄が死亡していたことが判明した。生計同一関係にはないが、兄には家賃の未払いがあったので、支払わなければならない。生前の生活費に充てるのだから未支給年金を支払ってほしい。		現行制度の趣旨について詳しく説明をしたうえで、貴重なご意見として承り、厚生労働省へ伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	国民年金保険料収納業務の民間委託に対するご不満の声をいただきました。		収納業務の民間委託は提供するサービスの質・価格を競い、民間業者の創意工夫やノウハウを活用するために、行っていることを説明しました。
7	窓口相談において、職員に質問をするとすぐに上司に確認するために席を立ってしまう、手続きについてはっきりとした回答が得られない等、職員の知識・窓口スキルについて、ご指摘をいただきました。 (同様のご意見が97件ありました。)		当該年金事務所等にて事実確認を行い、必要な指導等を行ってまいります。また、お客様の質問には素早くそして正確に回答できるよう研修を行い、常にお客様に満足していただけるよう自己研鑽していくことを心がけます。
8	年金支払通知書等について、内容がわかりづらいものがあるので、もっとわかりやすくしてほしい。		記載内容をわかりやすい言葉に置き換えるとともに、お客様向け文書モニター会議等において検討を行い、記載内容をわかりやすくするよう、引き続き取り組みを行っていることを説明しました。
9	ホームページの記事の掲載や更新が遅い、とのご指摘をいただきました。		ホームページの掲載情報が、よりお客様にわかりやすく使いやすいものとなるように、お客様からの貴重なご意見・ご要望を反映させるよう努力いたします。
10	お客様から「叔母の用事で年金事務所にお邪魔した際、担当の方の一言から50年以上前の叔母の記録を見つけることができ、年金を遡って受け取れました。お金はもちろんありがたいのですが、担当の方の長年の経験に基づいた対応と、心のかもった仕事ぶりに敬服した次第です。本当にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。」等のお礼や激励をいただきました。		これらの声を糧として、今まで以上にサービス向上に努めてまいります。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。